

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年2月分」

九州運輸局自動車交通部  
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該(営) 違反点数
令和5年2月10日	鳥飼勝美	TORIKAI TAXI営業所	輸送施設の使用停止 (44日車)	道路運送法第13条	令和4年12月12日、監査実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5	5	5
	福岡県福岡市東区	福岡県福岡市東区							